児童手当が拡充されます

令和6年10月1日から児童手当が拡充されました。高校生年代の児童のみを養育している人、大学生年代のお子さんを含めて3人以上の子どもを養育されている人で、お手続きがお済みでない人は、こども未来課・各地域局窓口へ令和7年3月31日までに申請をお願いします。

詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

問こども未来課 ☎21-0288

凍結防止剤をお渡しします

市道の凍結時や積雪時に散布する凍結防止剤（粒状・1袋25kg）を、散布にご協力いただける町内会や個人などにお渡ししています。提供を希望する町内会や個人などは建設課、西部土木事務所、各地域局、または各地域市民センターへご連絡ください。

問建設課 ☎21-1204
西部土木事務所 ☎45-4510

令和7・8年度 物品調達など入札参加資格の申請受付

市が発注する物品の納入、製造の請負、役務の提供、業務委託などの契約を希望される場合、事前に市への登録が必要です。令和7・8年度分の新規登録・更新申請を受け付けますので、希望する事業者は、申請を行ってください。

問監理課 ☎21-0235

高性能林業機械の購入を支援します

対象 市内に住所、または事業所があり、樹木剪定や伐採、造林業務について高梁市の入札参加資格を有する人

補助率 購入費用の3分の1以内で上限500万

詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

問農林課 ☎21-0225

「聞こえ」をチェックしてみましょう

問健幸長寿課☎21-2533

「聞こえにくさ」を感じると、人との関わりを避けたり、外出を控えがちになり、生活の質や認知機能に影響を与える恐れがあります。特に高齢者の難聴は認知症の危険因子とされているため、聞こえにくさを早めに発見することが大切です。聞こえのチェックリストでご自身の聞こえを確認してみましょう。

危険察知能力が低下する
コミュニケーションがうまくいかなくなる
難聴になると…
自信がなくなる
社会的に孤立しうつ状態に陥ることもある
認知機能に影響をもたらす可能性もある

「聞こえにくさ」感じていませんか？

難聴は認知症の危険因子とされています。

※難聴が認知症に及ぼす影響の機序（「オレンジジャーナル」より）

聞こえのチェックリスト

当てはまるかどうか確認してみましょう

年　月　日　測定した人

1	会話をしているとき、聞き返すことがよくありますか。	
2	相手の言った内容を聞き取れなかったとき、推測で言葉を判断することがありますか。	
3	電子レンジの「チン」という音や、ドアのチャイムの音が聞こえにくいと感じることがありますか。	
4	家族に、「テレビやラジオの音量が大きい」とよく言われますか。	
5	大勢の人がいる場所や周りがうるさい中での会話は、聞きたい人の声が聞きづらいと感じますか。	

1つでも✓が付いた方、ご自身の「聞こえ」が気になる方は、かかりつけ医や耳鼻科医師への相談をおすすめします。

聴力の衰えは自分では気がつきにくいものです。ぜひ、ご家族などと一緒にチェックしてみましょう。

高梁市健康福祉部健幸長寿課高齢福祉係

耳の聞こえが気になったら、かかりつけ医または耳鼻咽喉科を受診しましょう

「聞こえ」に不便を感じると、他の人とのコミュニケーションを取りづらくなってしまうため、人とのかかわりを避けたり、外出を控えがちになり、そのことが生活の質（QOL）や認知機能に影響を与えるおそれがあると言われています。

聞こえの状態、チェックしてみませんか

高梁市の市外局番は「0866」です

水道に関するお知らせ

問上下水道課☎21-0242

旧上水道区域の水道料金を改定します

令和7年4月1日から、旧上水道区域の水道料金の改定を行います。ご不明点がありましたら上下水道課までお問い合わせください。

令和7年4月1日改定水道料金（旧上水道区域）

※旧簡易水道区域での水道料金の改定はありません

口径	基本水量	基本料金		超過料金	
		改定前	改定後	改定前	改定後
13mm	10立方メートルまで	1,830円	**2,030円**	10立方メートルを超える水量1立方メートルにつき183円	**10立方メートルを超える水量1立方メートルにつき203円**
20mm		2,080円	**2,240円**		
25mm	—	2,180円	**2,590円**	1立方メートルにつき183円	**1立方メートルにつき203円**
30mm	—	3,000円	**3,510円**		
40mm	—	3,810円	**4,430円**		
50mm	—	6,110円	**6,870円**		
75mm	—	10,840円	**11,760円**		
100mm	—	14,460円	**16,600円**		

令和7年4月1日前から継続して使用している場合は、経過措置により5月検針分（6月請求分）から改定後の金額が適用されます。

水道の防寒対策をお願いします

寒波により水道の凍結が起きると、水が出なくなったり水道管が破裂したりする場合があります。凍結に備えて、屋外の水道管や水道メーターに布や保温材を巻くなど各家庭で防寒対策をお願いします。

水道管の防寒のしかた

保温材を巻きましょう。保温材はホームセンターなどで購入でき、また、毛布や布などで代用できます。

蛇口が破裂しやすいので、下の図のように上の方までしっかり包みましょう。

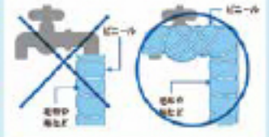

水道管が凍ったときは…

①蛇口を開け、自然にとけるのを待つ。
②疑った部分にタオルをかぶせて、ぬるま湯をゆっくりかけてください。

※熱湯をかけないでください。水道管が破裂する恐れがあります。

破裂したときは…

①メーターボックス内の止水栓で水を止めてください。
②破裂した部分にあやテープなどを巻いて、応急修理をしてください。
③高梁市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

〔広告〕広告の内容については広告主へお問い合わせください